区分	内容		
入職促進に向けた取組		①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
		②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	1	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)	
	1	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上 やキャリア アップに	>	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の 生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等	
		⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入	
向けた支援		⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	\	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援 ・ 多様な 働き方の		⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	\	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
		⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる	
推進	誓約	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる	
	1	⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	
		⑪業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を	1	⑤短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
含む 心身の 健康管理		⑥福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施	
	1	①事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
	1	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している	
	誓約	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている	
生産性	1	②業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	
向上(業務	✓	②業務支援ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入	
改善及び働 く環境改善) のため		②介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入	
の取組	1	③業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、間接支援業務に従事する者の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。	
		砂各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理 システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施	
やりがい		窓ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	
	\	窓地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進のため、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
働きがい の醸成	1	⑦利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
の譲风		②支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

見える化要件 【処遇改善加算 I・II】

実施する周知方法について、チェック(✔)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

0

ホームページ	
への掲載	>

職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「障害福祉サービス等情報公表システム」での選択

職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

	確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応 じて提出)	0
✓		就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓		就業規則、給与規程、 給与明細等	
✓	キャリアパス要件 I ~Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	等
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_	
✓		労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	_	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 ※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人惠正福祉会

職名理事長 氏名 相澤隆二 代表者